

3 料金の概算額に対する説明の明確化・・・(運用通達改正…国土交通省)

(通達：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に係る運用上の留意事項等について)

代行業法第15条に基づき、通達により、料金の概算額等を利用者に対し口頭で説明することとしていますが、単に料金表を利用者に見せるだけでなく、目的地への距離などを料金表に照らし合わせ、概ねの料金がいくらになるのかなど、その料金を算出した根拠を利用者に明確に伝えなければなりません。

4 白タク行為に係る行政処分基準の強化・・・(基準通達改正…国土交通省)

(通達：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令の要請等の基準について)

代行業法第22条第2項により、国土交通大臣は、法令に違反した業者に対し、業務に関して必要な措置を指示することができるとしています(指示処分)。

以前の通達では、当該業者が過去2年以内に行政処分等がなく、白タク行為が偶発的な場合は、【指示】ではなく【注意】の対象とする特例を設けていました。

しかし、この特例は廃止され、白タク行為を行った業者に対しては、法に基づく指示を例外なく行うこととします(処分点数3点)。

※ 道路運送法第4条関係違反(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、または併科)等

5 行政処分の公表化・・・平成25年1月4日から実施(警察庁通達…公安委員会)

運転代行業者に対する行政処分があった場合、県警及び運輸支局のホームページにて、事業者名・処分内容等を公表します。

公表期間は当該処分の日から2年間とし、公表対象の行政処分は以下のとおりです。

- 認定の取消
- 指示処分
- 営業停止命令
- 営業廃止命令

県土整備部 交通政策課 地域交通係 (国土交通省関係)
Tel 027-226-2382

群馬県警察本部 交通部 交通企画課 (公安委員会関係)
Tel 027-243-0110(代)

問い合わせは
各自動車運転代行業担当者まで